回覧

ＳＴＯＰ！不法投棄！

～不法投棄は「犯罪」です～

廃棄物をみだりに捨てると，５年以下の拘禁刑もしくは１千万円以下の罰金，法人の業務に関する犯行には，３億円以下の罰金が科せられます。
【廃棄物処理法第２５条，第３２条】

自分の土地を守るのは自分自身です！！

不法投棄の行為者がわからない場合，土地所有者・管理者が処理しなければならないとしております（※）ので，自分の土地を適切に管理し，不法投棄されにくい環境にしましょう。

不法投棄防止のポイント

- こまめに草刈をし，見通しの良い状態にする。
- 柵や鍵の設置など，侵入されにくい環境をつくる。
- 定期的に見回りし，常に土地の状況を把握する。
- 土地を貸す時は，相手方や使用目的を確認する。

※　宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例第１１条第２項
（不法投棄の未然防止及び原状回復）
「所有者等は，自己が所有し，占有し，又は管理する土地又は建物に廃棄物が投棄されたときはその廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

《裏面へつづく》

ごみの野外焼却は禁止です！

- 家庭や事業所などから出た**ごみを野外で焼却**することは，大気汚染や悪臭，火災の原因になるため，**「廃棄物処理法」で禁止**されています。（※１）
- **家庭**から出る**ごみは，分別のルールや曜日を守り，ごみステーションへ**適正に出してください。
- **事業所**から出る**ごみは，許可業者へ委託**するなど，適正に処理してください。

使用禁止

旧式の小型焼却炉など，環境省令で定める構造基準等を満たさない焼却炉は使用できません。

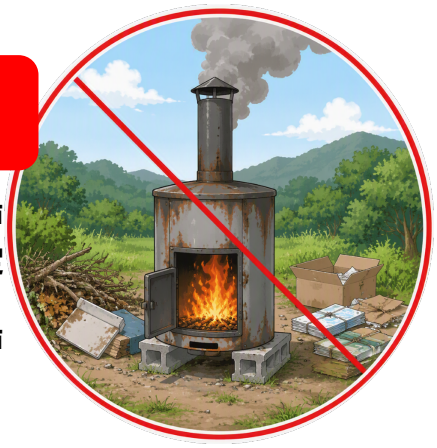

※１　廃棄物処理法第１６条の２
何人も，次に掲げる方法による場合を除き，廃棄物を焼却してはならない。
１　一般廃棄物処理基準，特別管理一般廃棄物処理基準，産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
２　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
３　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（※２）
※２　どんど焼き，害虫防除のための芝焼き，キャンプファイヤー，バーベキューなど

【重要】上記※２の場合であっても，煙の量や臭いなど，周辺の生活環境への影響が認められる場合，焼却中止などの指導の対象になりますので御注意ください。

違反者には，５年以下の拘禁刑もしくは１千万円以下の罰金，法人の業務に関する犯行には，３億円以下の罰金が科せられます。
【廃棄物処理法第２５条，第３２条】

問い合わせ先：宇都宮市　環境部　廃棄物政策課（℡６３２－２９２９）